

序論

I	計画の策定にあたって	2
II	第2次田原市総合計画	6
Ш	改訂版田原市人口ビジョン	8
W	東三河都市計画区域マスタープラン	C

■ 計画の策定にあたって

1. 背景

田原市は、平成21年3月に「田原市都市計画マスタープラン」を策定し、都市計画による都市づくりを進めてきました。

しかしながらその後、本格的な人口減少・少子化時代の到来に対し、人口減少をできる限り抑制しつつ、本市において今後起こりうる問題、課題に向き合い対策を検討することが必要になったこと、また、これまで想定していた以上の甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓を活かし、今後発生が予測される地震に対し、より一層災害に強いまちづくりが必要になったことから、平成28年3月に「改定版都市計画マスタープラン」を策定しました。

さらに、令和5年度の「第2次田原市総合計画」及び「改訂版田原市人口ビジョン」の策定に伴い、新たな将来人口の見通し等が示されたこと、また、「田原市立地適正化計画」において近年の洪水等の被害想定を踏まえた防災指針が作成されたこととの整合を図るため、都市計画マスタープランの一部改定を行うこととしました。

2. 目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるものです。

将来都市像の実現に向け、都市づくりの目標や土地利用等の基本的な方針を示し、田原市における都市づくりの総合的な指針を定めることを目的とするものです。

3. 目標年次

都市計画の実現には、通常、20年、30年という長い時間が必要となり、都市計画マスタープランは概ね20年後の都市像や都市づくりの方針を明らかにするものが一般的です。

そのため、本計画の計画期間を平成28 (2016) 年度~令和17 (2035) 年度と定めます。

平成 28 年度 令和 5 年度 一部改定 令和 17 年度 (2016) (2023) (2035) 計画期間 (20年) 将来都市像 (2055) (2

2



4. 都市計画マスタープランの位置づけと関連計画

田原市都市計画マスタープランは、本市の最上位計画である「第2次田原市総合計画」、愛知県が 定める「東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(東三河都市計画区域マスタープラン)」 に即し、本市の関連計画等との整合を図り定めます。

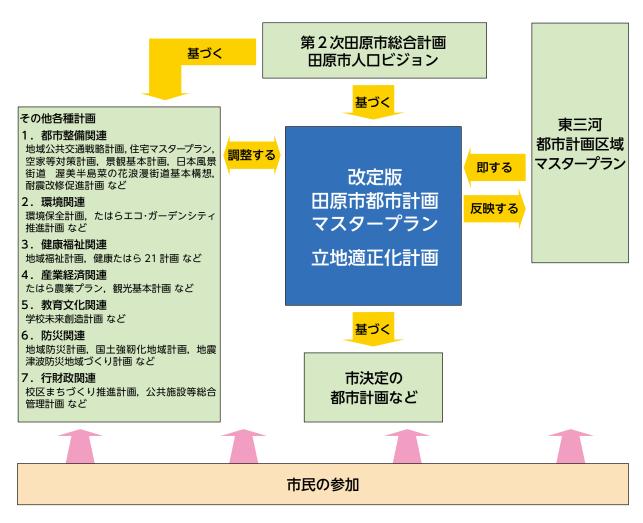


図1 計画の位置づけ

5. 対象区域

本市は都市計画区域と行政区域が等しいため、対象区域を行政区域の19.111haとします。

6. 計画の構成

田原市都市計画マスタープランは、市全域のまちづくりの指針となる「全体構想」と、地域の特性を活かした「地域別構想」、及び校区程度の地区単位で定める「地区別構想」で構成します。

ただし、地区別構想は、今後住民等が主体となって随時定めていくものであり、本マスタープランでは、全体構想及び地域別構想を下図の構成で整理するとともに、地区別構想策定の仕組みや考え方などについて示します。

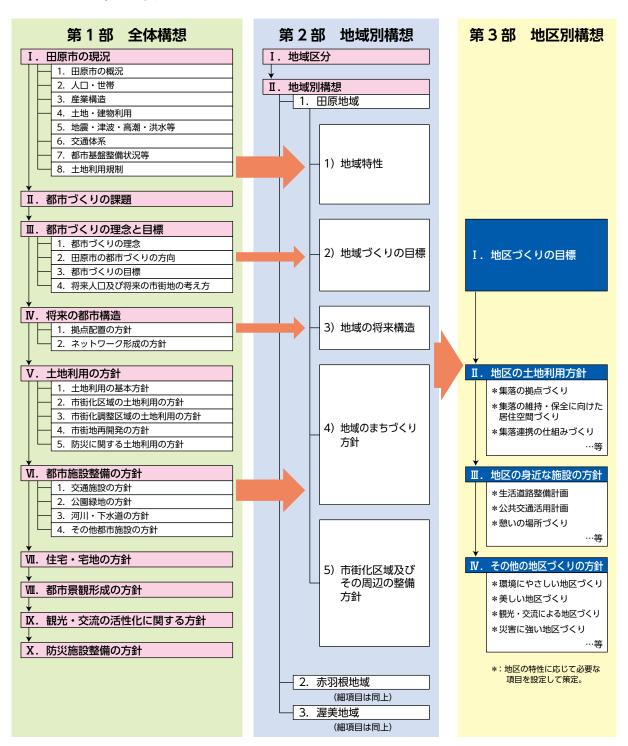


図2 計画の構成



7. 地域の呼称

本計画内では、旧3町の区域をそれぞれ田原地域、赤羽根地域、渥美地域と呼称します。 また、市街化区域をそれぞれ田原市街地、臨海市街地、赤羽根市街地、福江市街地と呼び、4つの 市街地を総称する場合は、市街地と呼称します。

区 域	呼称
旧3町の区域	田原地域、赤羽根地域、渥美地域
市街化区域	田原市街地、臨海市街地、赤羽根市街地、 福江市街地
4つの市街地の「総称」	市街地
中心市街地活性化法に基づいて定められた中心 市街地活性化基本計画の区域	中心市街地 (田原市街地内)



図3 地域の呼称

Ⅲ 第2次田原市総合計画

「うるおいと活力あふれるガーデンシティ~みんなが幸せを実現できるまち~」を将来都市像とした「第2次田原市総合計画」を令和6年3月に策定しました。

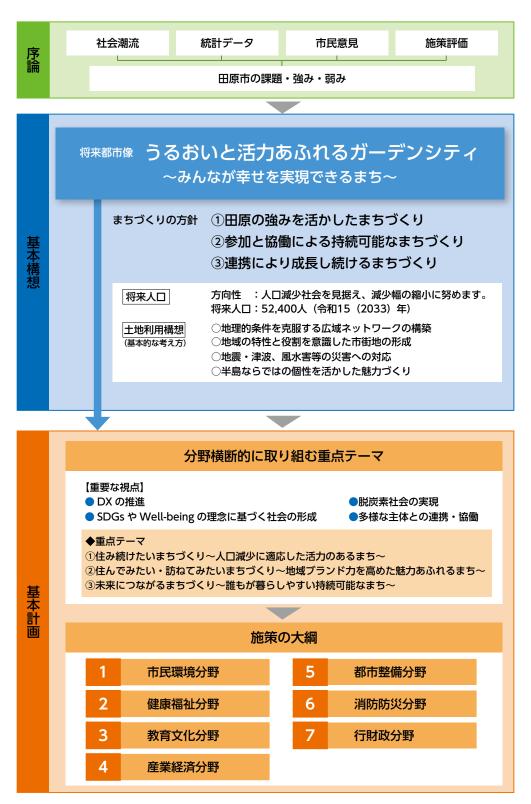


図4 第2次田原市総合計画の内容



土地利用構想において、基本的な考え方を以下のとおり掲げています。

○地理的条件を克服する広域ネットワークの構築

伊勢地域や三遠南信地域を結ぶ本市の機能・役割の強化を図るため、また、半島地形に起因する交通ハンデの解消のため、「渥美半島道路」や「浜松湖西豊橋道路」の整備を促進し、自立と連携を高めるための都市づくりを進めます。

○地域の特性と役割を意識した市街地の形成

細長く広い行政面積を有するため、4つの市街地それぞれの地域特性や役割を意識した都市機能の維持・充実を図るとともに、市街地間および市街地と集落がネットワークによりつながる多極ネットワーク型のコンパクトシティを目指します。

○地震・津波、風水害等の災害への対応

南海トラフ地震やこれに伴う津波のほか、台風、高潮、集中豪雨などの大規模な災害の発生に備え、 防災基盤の強化や交通ネットワークの多重化など、災害に強いまちづくりを進めます。

○半島ならではの個性を活かした魅力づくり

渥美半島ならではの美しい自然や花や緑、景観などの豊富な地域資源を活かした魅力づくりを、市 民・地域・団体・事業者などの協働により進めます。



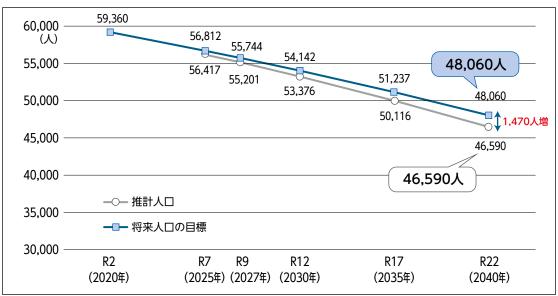
Ⅲ 改訂版田原市人口ビジョン

「第2次田原市総合計画」の基本構想における将来人口で見通した令和22年の本市の人口は46,590人にまで減少することが予測されています。しかし、本市は臨海工業地帯や農業・観光等の産業を有しており、これらの産業の活性化やまちの未来を担う若年世代の居住誘導や少子化対策などの取組をデジタルの力を活用した戦略的な取組等で支えることにより、人口減少に可能な限り歯止めをかけ、まちの活力を維持することを目指します。

■将来人口

- ○「定住人口」は、人口増加に寄与する様々なハード・ソフト施策を積極的に進めることで、人口減少の抑制を図り、令和17年に50,000人以上を維持し、<u>令和22年に48,000人程度に留めることを目標と</u>します。
- ○また、人口関連指標(定住人口)のみではなく、「交流人口」や「関係人口」を増加させる施策を進め、 まちの活力維持・拡大を図るとともに、持続的な発展を目指します。

■本市における人口の将来展望



推 計 人 口:平成27年から令和2年までの人口移動率を踏まえたコーホート要因法による独自推計。

将来人口の目標:「推計人口」の方法を基本として、合計特殊出生率を1.8まで上昇させ、若年層の人口移動率を20%抑制。

■出生率(合計特殊出生率)

○本市の合計特殊出生率は、現在、国・県より高水準の1.64となっていますが、子どもを生み、育てやすい環境づくりを推進すること、また、男性・女性ともに安定して働くことのできる環境を整えていくことで、合計特殊出生率を1.80まで上昇させることを目指します。

■社会動態

- ○本市は、進学や就職をきっかけとした若年層の転出が人口減少の大きな要因の一つとなっており、これがその後の出生数の減少にもつながっています。
- ○若者が地元に住むことを選べるような環境や、臨海部に勤める人々等の住居基盤を整えるとともに積極的な転入促進と転出抑制の施策を展開することで、若年層(15~34歳)の人口移動率(転入・転出)による減少率を20%抑制することを目指します。



₩ 東三河都市計画区域マスタープラン

- ■東三河都市計画区域:豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市と新城市の一部
- ■計画期間:基準年次を平成30年として概ね20年 (ただし、市街化区域の規模などは、令和12年(2030年)を目標年次)
- ■都市づくりの基本理念:

「自然や歴史を活かし、多様な産業が育まれ、豊かな暮らしを実感できる都市づくり」

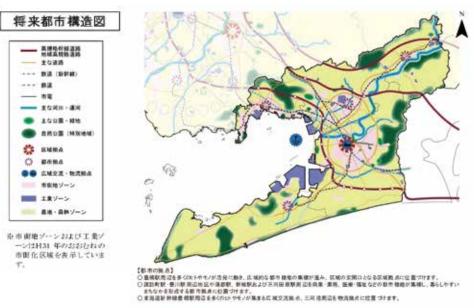


図6 将来都市構造図

■都市づくりの目標

①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた主な目標

- 主要な鉄道(軌道)駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。
- 都市機能が集積した拠点およびその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指します。
- 北東部や半島部の人口密度が低い集落地などでは生活利便性や地域のコミュニティを維持していくため、日常生活に必要な機能の立地や地域住民の交流・地域活動などを促進する場の形成を目指します。

②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた主な目標

- 豊川稲荷をはじめとする歴史・文化資源、ラグーナ蒲郡地区をはじめとするレクリエーション 資源や豊かな自然環境などの多様な地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進 し、にぎわいの創出を目指します。
- リニア開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、県内都市間、都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指します。
- 遠州・南信州などとの圏域を超えた広域連携や奥三河と連携した広域観光の促進を図るため、 新東名高速道路の活用や三遠南信自動車道などの広域幹線道路の整備促進を目指します。

③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた主な目標

- 自動車産業をはじめとする既存産業の高度化や次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指します。
- 経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。

④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた主な目標

- 災害危険性が高い地区では、災害リスクや警戒避難体制の状況、災害を防止・軽減する施設の整備状況などを総合的に勘案しながら、土地利用の適正な規制と誘導を図るとともに、道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進し、市街地の災害の防止または軽減を目指します。
- 都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路 のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間 の形成を目指します。

⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた主な目標

- 中央部や南部の農地、北部から東部、渥美半島南部の樹林地などの緑地では、無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。
- 公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素 化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。

■主要な都市計画の決定等の方針(抜粋)

1 土地利用

- ●住宅地については、公共交通を利用しやすい鉄道(軌道)駅やバス停の徒歩圏、市役所などの徒歩圏を中心に住宅地を配置し、自動車に過度に頼らない歩いて暮らせる生活圏の構築を進め、集約型都市構造への転換を図ります。
- ●商業地については、主要な鉄道(軌道)駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区に商業・業務、医療・福祉などの都市機能の集約を進め、機能の充実を図るとともに、集約型都市構造への転換を図ります。
- ●工業地については、東名・新東名高速道路などのインターチェンジ周辺や主要な幹線道路の周辺、 三河港の臨海部など、交通の利便性が高く物流の効率化が図られる地域や既に工場が集積している 工業地の周辺に配置を促進します。
- ●市街化区域における農地は、市民の農とのふれあいの場、防災空間、良好な景観や都市環境を形成するオープンスペースとしての多面的な機能を発揮することが期待されることから、宅地化を前提とせず、地域特性に応じて都市農地として保全および活用を図ります。
- ●災害の発生の恐れのある土地の区域、優良な集団農用地など農用地として保全すべき一団の区域、 優れた自然環境などのために保全すべき土地の区域については、原則として市街化を抑制します。
- ●地域環境の保全や改善または地域活力の向上に貢献すると認められる地区や地域コミュニティの維持・創出に資する地区では、必要に応じ地区計画などを活用することにより地域の実情にあった適正な土地利用を図ります。
- ●計画的に市街地整備を行う地区は、農林漁業などとの調整を行い、その整備の見通しが明らかになった段階で、住居系市街地については東三河都市計画区域で想定した人口の範囲内で、また産業系市街地については東三河都市計画区域で想定した産業規模の範囲内で、随時、市街化区域に編入します。

2 市街地関発事業

- ●土地区画整理事業については、自然環境との調和に配慮した都市的な土地利用の増進と良質な住宅 地や工業地の供給を促進します。
- ●市街地再開発事業については、集約型都市構造の構築を図るため、中心市街地や鉄道(軌道)駅周 辺を中心に土地の有効利用や高度利用が可能となるよう、民間活力を最大限に活用して都市機能の 更新を促進します。
- ●これらの事業の実施にあたっては、中心市街地の活性化、密集市街地の防災性の向上、魅力ある拠点の形成、まちなか居住の促進に重点をおきます。